

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

(有) 東洋工業 石垣市字大川 1 3 6 7 - 1
4 7 - 0 0 4 2 2 2 代表者 後上里 洋一
(土木 A、電気 A、管 A、ほ装 A、水道工事)

2 指名停止措置期間

平成27年6月26日～平成27年7月9日(2週間)

3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての工事(下請を含む)

4 事実概要

(有) 東洋工業が受注した、八重山土木事務所発注の「H26石垣新川川橋梁整備工事(1号橋)」において、平成27年3月14日、右岸側橋台(A2)前面の護岸工(練石積み工)約8mで、2段目と3段目の練石積みを同時に施行した。翌日、護岸背後の裏込材を投入・転圧するため、裏込コンクリート型枠と橋台間のサポートを全て撤去したところ、練石積みが型枠ごと倒れ、背後にいた作業員が型枠と橋台に挟まれ負傷した。

5 指名停止措置理由

(有) 東洋工業は、石積みの施工に関して、定められた作業手順を逸脱していたことや、型枠が倒れる可能性がある場所で解体作業を行うなど、関係労働者に対する安全管理の指導が不適切であったと認められ、このような状況で発生した事故については、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1第7号の措置要件に該当する。

別表第1

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたときと認められるとき。	当該認定をした日から <u>2週間以上4か月以内</u>